

議案第 6 5 号

三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 8 月 1 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

三田市都市計画法施行条例（平成27年三田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号及び第14条第1項第2号中「満20歳以上」を「満18歳以上」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。